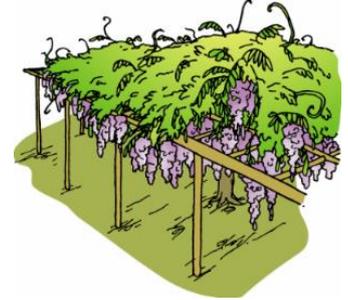


労務通信

2022.6月号

就職観は「楽しく働きたい」が最多 ～「マイナビ 2023 年卒大学生就職意識調査」から

株式会社マイナビが 1979 年卒より毎年実施している「マイナビ 2023 年卒大学生就職意識調査」の結果のうち、主要な項目は次のとおりとなりました。



◆就職観

就職観はこれまでと同様に「楽しく働きたい」が最多で 37.6%（対前年 2.8pt 増）となりました。2020 年卒以降、減少傾向でしたが、3 年ぶりに上昇に転じました。

経済状況の悪化や大きな災害等が起きた際は同項目の割合が減少する傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の観点で見ると、昨年を通してワクチン接種が進んだほか、各種行動制限の緩和などが進みました。そうした状況のなか、学生にとっても社会に対する不安が軽減されたことが、3 年ぶりの数値上昇の背景となった可能性も考えられます。

◆企業選択のポイント

企業を選択する場合にどのような企業がよいか（あてはまると思う項目を 2 つまで選択）を聞いたところ、「安定している」が 43.9%（対前年 1.1pt 増）と最多となりました。「自分のやりたい仕事（職種）ができる」が 32.8% で前年比 1.8pt 減、「給料のよい」が 19.1% で前年 1.6pt 増となり、前年同様トップ 3 の項目となった「給料のよい」は 16 年卒調査以来毎年上昇していましたが、前年 22 年卒で 2.3pt 減少。今年は 1.6pt 増加となりました。

◆行きたくない会社

行きたくない会社（あてはまる項目を 2 つ選択）を聞いたところ、「ノルマのきつそうな会社」が前年に続き最多で 37.4%（対前年 1.6pt 増）、次いで「暗い雰囲気会社」で 27.1%（対前年 1.8pt 減）となりました。上位 2 項目は 2008 年卒以来変わっていませんが、2022 年卒で上位 3 項目に浮上してきた「転勤の多い会社」が今年も 3 位となり、前年比 1.7pt 増の 26.6% となりました。

【マイナビ「2023 年卒大学生就職意識調査」】

 https://career-research.mynavi.jp/research/20220426_27155/

法改正情報

◆月60時間超えの時間外労働の割増賃金率が引き上げられます（2023年4月1日より）。

2010年4月1日の改正労働基準法の施行により、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げが行われました。中小企業においては現時点で猶予されておりますが、この猶予期間が2023年3月31日で廃止となり、4月1日以降大企業と同様に割増賃金率の引き上げが適用されます。

改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります！！

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
<p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%</p>			<p>月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ</p>		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

●深夜労働との関係

- ・月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、
深夜割増賃金率 25% + 時間外割増賃金率 50% = 75% となります。

●休日労働との関係

- ・月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

●代替休暇

- ・引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与できます。

【厚生労働省「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」】

📄 <https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>